

死因究明等に関する施策・関係省庁の取組み・本県各機関の取組状況一覧

死因究明等に関し 講ずべき施策	関係省庁の取組	県警察本部	水戸地方検察庁	茨城海上保安部	県医師会	県歯科医師会	筑波大学	筑波剖検センター	茨城AI研究会	県保健医療部
死因究明等に係る人材の育成等	ア 専門的な死体検案研修会等の各種研修の充実による医師等の資質向上【厚生労働省】 イ 都道府県ごとの医師会・歯科医師会・警察等の合同研修会等の実施【警察庁、海上保安庁】 ウ 解剖・検査等の結果の検案医や読影する医師等への還元【警察庁、海上保安庁】	・検案研修会における講義 ・若手警察官・海上保安官等への検視教養 ・茨城AI研究会への検視業務概要等講義		・検視担当官研修 ・検視同行研修 ・検視実務専科 ・歯科法医学研修	・警察歯科医協議会における警察歯科医等を研修とした研修の実施		学生・社会人を対象とした死因究明に関する教育		研究会（年1～2回）の開催	
死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備	ア 死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の維持・拡大【文部科学省】						教育及び研究に関する、筑波剖検センターとの連携強化			
死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備	ア 都道府県の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施【厚生労働省】 イ 地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定【厚生労働省】 ウ 地方公共団体における専門的機能を有する体制整備の要請・協力【厚生労働省】									
警察等における死因究明等の実施体制の充実	ア より効果的・効率的な検視官の運用【警察庁】 イ 都道府県医師会、法医学教室等との連携強化【警察庁、海上保安庁】	・解剖施設の充実（県外7か所の大学施設と契約） ・映像伝送装置の整備・活用 ・検視官室東西班の設置	司法解剖の実施				司法解剖の実施	・調査解剖の実施 ・死体検案の実施 ・死後画像診断の実施	研究会（年1～2回）の開催	
死体の検案及び解剖等の実施体制の充実	ア 公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査に必要な報酬・備品、施設設備等の費用の支援【厚生労働省】 イ 検案する医師が法医学者に相談できる体制の構築、普及啓発【厚生労働省】 ウ 地方における死因究明等の実施に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用して要請【文部科学省】						死体検案研修会（上級）の受入	・承諾解剖の実施		・承諾解剖の実施 ・死亡時画像診断システム等整備事業（実績H27国補）
死因究明のための死体の科学調査の活用	ア 薬毒物・感染症等検査の充実【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】 イ 死亡時画像診断の研修の更なる充実【厚生労働省】	・簡易薬毒検査等の実施		簡易検査キットを用いた予試験の実施		身元不明遺体の個体識別	司法解剖事例の薬毒物・感染症等検査の実施			
身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備	ア 歯科診療情報の活用のための大規模データベース構築に向けた検討の実施【厚生労働省】	・本県科捜研におけるDNA型鑑定 ・京都大学への同胞鑑定委託 ・歯科医への歯牙照合等						生前画像と死後CT画像の照合による身元特定業務（新規開始予定（準備中））		
死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進	ア 死亡診断書（死体検案書）の電子的交付の検討【厚生労働省】 イ 解剖等データベースの整備【厚生労働省】 ウ CDRについての検討【厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省】 エ 必要な関係行政機関への通報・情報共有【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】 オ 遺族等への丁寧な対応【警察庁、法務省、海上保安庁、厚生労働省】	・県立こども病院における検視事案や同院への通院歴がある者の検視事案については、その個別案件ごとに同院との情報共有を図っている。（同院における検視事案にあっては遺族対応も含めて対応。） ・火災現場等から発見された死体等については、消防とともに死体搬出作業を実施の上、火災見分等を実施。 ・航空機事故等による死亡については、国土交通省運輸安全委員会に通報、現場見分等を実施。 ・遺族等への対応については、発見日時、調査の結果（外表や発見場所等の調査結果）について説明を実施。	事案に応じて、可能な範囲で、遺族等に対して死因等に関する丁寧な説明を実施				法医解剖事例に関する研究課題の設定と、紙媒体・ホームページによる遺族への周知			医療機関への『死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル』の周知
情報の適切な管理	ア 情報管理の重要性の周知徹底等を通じた情報の適切な管理【関係全省庁】									
災害時等の死因究明に関連する活動		・多数死体取扱要領訓練実施 ・関東管区広警隊合同訓練実施		水害時の死体の揚収、検視の実施		茨城JMATの活動として、状況に応じて歯科医療の提供と個体識別を実施	死体検案活動等への協力（日本法医学会等の要請に基づく）	死体検案業務への協力（2011年、東日本大震災）		医療救護チームによる死亡の確認、死体の検案（遺体の処理含む。）を行う。 ※遺体の洗浄・縫合・消毒を行い、一時保存、身元確認、検案、埋葬に備える。
死因究明等施策の推進のため、本協議会あるいは各機関において特に検討・推進するべき事項		CT等協力病院の拡大		大規模災害発生時における多数死体の一元管理が必要。 行方不明者情報の照会、身元特定作業の迅速化、家族確認等の場所の集約等の検討。			死体検案・死体解剖業務において死後画像検査が重要な役割を担っているが、同検査の実施や読影が可能な施設数が限られている。 ①撮影可能施設数を増やすこと ②クラウドシステム等を用いた画像解析データや画像解析アプリケーションの共有システムを充実させること が必要	・薬毒物検査体制の拡充 ・死後画像検査専用CTの新規設置 ・検案医の判断による死後画像検査実施体制の確立		